

保護者 様

富士市立高等学校
校長 岩田 享

学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃より本校の教育活動に対し、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、全国的にオミクロン株による感染が拡大し、県内においても新型コロナウイルスへの感染が多数報告されております。そのため、静岡県新型コロナ対策企画課長より、濃厚接触者の特定について、学校が行うよう依頼がありました。

つきましては、下記のとおり対応いたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）により対応します。

2 濃厚接触者等の特定

生徒や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等の聞き取りや濃厚接触者の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、急激な感染者数の増大により、保健所業務がひっ迫していることから、一定の基準に基づく濃厚接触者や感染者周辺の濃厚接触者でない接触者（以下、「濃厚接触者等」）の特定について、次により対応します。

- (1) ヒヤリング調査等の実施…学校
- (2) 濃厚接触者の特定…学校（学校医や専門医に相談）
- (3) 濃厚接触者リストの作成…学校
- (4) 保健所との協力…濃厚接触者リストを提出する。

<濃厚接触者等の考え方>

校内の濃厚接触者等の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する生徒及び教職員とします。

(1) 濃厚接触者の条件（新型コロナ対策企画課より）

学校において濃厚接触者を特定する場合は、次のアからカのいずれかに該当する者について、「濃厚接触者リスト（別紙1）」を作成の上、感染者の居住地を管轄する保健所に提出します。

- ア 感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（寮等において感染者と同室の者）
- イ 1メートル以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスク（※1）なしで会話した者
- ウ 1メートル超から2メートル未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者（感染力が強い株では、15分以上でない場合もある）
- エ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動や身体接触がある運動を共にした者
- オ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者
- カ その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1・・・県では不織布マスクの着用を推奨しています。また、鼻や口を隙間なく覆っているかがポイントになります。布マスクの場合等は飛沫を防ぐ割合が不織布マスクより減少します。なお、フェイスシールドやマウスシールドのみはマスク着用とはみなしません。

※2・・・必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断します。

(2) 感染者周辺の濃厚接触者でない接触者の条件

必要に応じて各学校において、次のアからエのいずれかに該当する者について、健康観察を行う。

ア 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等
イ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした、感染者と同一の部活動等に属する生徒のうち、濃厚接触者に当たらない者

ウ 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者のうち、濃厚接触者に当たらない者等（感染者と同一の寮で生活する生徒）

エ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者のうち、濃厚接触者に当たらない者等

(3) 濃厚接触者等への連絡

学校が濃厚接触者等に特定した生徒及びその保護者、教職員に、「濃厚接触者リスト」等を作成した時点で速やかに、特定された旨を連絡するとともに、3(1)(2)による対応について連絡します。

(4) 対応期間

原則、本県の新型コロナウイルス感染状況等が「国評価レベル2」以上の期間
ただし、保健所の感染状況によって変動する場合があります。

3 出席停止等の措置

(1) 濃厚接触者

生徒の出席停止、教職員の服務等については、「教育活動について」により対応します。原則、濃厚接触者への検査は行われませんので、期間中に発熱等の風邪の症状が見られた場合は速やかに医療機関等を受診してください（医療機関等により検査が実施され陽性となった場合は、当該受検者に対する濃厚接触者等の特定を行います。無症状のまま自宅待機期間が経過した場合、終了日の翌日から登校、出勤可能となります。

(2) 感染者周辺の濃厚接触者でない接触者

出席停止等の措置は、原則行いませんが、必要に応じて一定期間様子を見ることをお願いすることがあります。発熱等の風邪の症状が見られる場合は速やかに医療機関を受診してください。保健所の検査状況によっては任意の検査等を実施する場合があります。この場合、濃厚接触者としての行政検査ではなく、任意による検査となるため、受検する場合は保護者の同意が必要となる。

4 濃厚接触者への対応

(1) 濃厚接触者に対し、次のアからウまでを連絡する。

ア 自宅待機期間中、毎日検温等の健康観察を行う。

イ 自宅待機期間中に何らかの症状を呈した場合は、速やかにかかりつけ医等の医療機関を受診する。その際、受診前に必ず電話にてかかりつけ医等に受診方法を相談する。

ウ 濃厚接触者は、自宅待機期間中は、なるべく個室で過ごし、同居家族との接触は避けるようにする。（例：食事は別室で一人です、入浴は最後にする等）

(2) 県ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問」が掲載されており、「濃厚接触者となった方」からの質問もある。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

(3) 自宅待機期間終了時、学校は期間中の健康状況を確認する。無症状であった場合は登校可能としますが、それ以外の場合は登校の可否について学校医等に相談する。

(4) その他、保健所から濃厚接触者への対応を依頼された場合には、御協力をお願いします。

5 留意事項

次の点につきまして、再度徹底をお願いします。

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で休養することを徹底する。また、速やかに医療機関を受診する。

(2) 同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられる場合も登校しない。(医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。)

(3) 同居の家族等の健康状態についても確認をする。

(4) 必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

※特に軽い症状の場合に医療機関を受診せず、その後回復が見られないため医療機関を受診したところ陽性であったという事例が多く見受けられています。

担当 教頭 小塩宜浩
電話 0545-34-1024